

# 関西労働者安全センター

# 労災職業病

関西労働者安全センター  
2019. 9.10発行〈通巻第503号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201  
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp  
ホームページ : http://koshc.jp/



職業性胆管がんの今 .....	2
死ぬまで元気です vol.17 右田孝雄 .....	5
熱中症学習交流会開催 真夏の作業現場の実態を報告 .....	6
労働組合によるコンプライアンス活動は業務妨害か? 連帯労組関西生コン支部不当逮捕事件 .....	9
安全のきいわあど その30 一人親方 .....	12
過労死防止対策推進シンポジウムのお知らせ .....	14
韓国からのニュース .....	15
前線から .....	18
60歳保温工の腹膜中皮腫 親子2代のアスベスト被害	

8月の新聞記事から／19  
表紙／安全標語のプラカードを紹介する全港湾大阪支部の藤原崇さん(右)  
(8月21日熱中症学習交流会)

# 職業性胆管がんの今

印刷会社 SANYO - CYP 社での胆管がん多発に端を発した職業性胆管がん事件について、本誌 2018 年 10 月号で報告された以降の動きをまとめた。

## オプジーボ治験はじまる ～胆管がん労災認定者が対象～

ノーベル賞で話題となった免疫チェックポイント阻害薬ニボルマブ（商品名オプジーボ）の職業性胆管がん労災認定者に対する医師主導治験が、大阪市大病院と国立がん研究センター東病院で始まった。

胆管がんに対しては、手術や抗がん剤治療が行われる。胆管がんは予後がよくない

ことが一般的で、再発したりや抗がん剤が効かなくなるということが少なくない。

胆管がんが多発した SANYO - CYP をはじめとして、仕事で 1,2-ジクロロプロパンやジクロロメタンにばく露して発症した胆管がん患者で、そうした治療に行き詰まったケースでオプジーボが奏功したケースがあったことなどから、医師主導治験が実施されることになった。

これによって、治療に難渋する胆管がん労災認定者に対してオプジーボ投与という新たな選択肢ができた。朗報だ。

「治験」なので、オプジーボは無償提供され、ほかの医療費には労災保険が適用される。

## 胆管がんにオプジーボ

### 職業性への有効性検討

市大で治験

国立がん研究センター東病院千葉東部病棟と大阪市大医学部病院(同市阿倍野区)は、印刷業で使用した化学物質が原因で発生した胆管がんなどを対象に、がん免疫治療薬「オプジーボ」による医師主導の治験を始め、登録患者を募集している。職業性胆管がんは遺伝子変異が多い特徴から、胆管がん免疫細胞にかけている「ブレーキを外す」オプジーボは、遺伝子変異の多いがんのタイプに効きやすいと考えられている。

久保正二教授(写真)らが治療にあたってきた。このうち現在40歳代の患者は、通常の抗がん剤が効かなくなったり、全身にがん細胞が広がっていた。この患者の胆管がんは、化学物質の影響が考えられる。通常の胆管がん患者に比べ、遺伝子の変異が約30倍にもなっていた。一方、がん細胞が免疫細胞に「ブレーキ」をかけている「ブレーキを外す」オプジーボは、遺伝子変異の多いがんのタイプに効きやすいと考えられている。

久保教授は「胆管がんなどの新たな治療法の確立を目指している。一連の研究で、胆管がんの発症の詳細なメカニズムの解明にも迫りたい」と話している。

胆管がんは、肝臓で作った胆汁を十二指腸に運ぶ管状の器官である。胆管がんは、胆管の内側にできるがん。

問い合わせは、国立がん研究センター東病院(04-7130-7130)、大阪市立大病院(06-6645-2346)。(大島秀利)



オプジーボが効く可能性が高いという。2017年5月に大阪市中央区の印刷会社で働いた従業員に胆管がんが多発していることが発覚。原因はインクを洗浄の際に使った塩素系有機溶剤の「1,2-ジクロロプロパン」などと判明した。この印刷会社では20人が胆管がんを発症し、18人が労災認定された(申請中)。未申請者も、患者の多くは大阪市立大病院の

久保正二教授(写真)らが治療にあたってきた。このうち現在40歳代の患者は、通常の抗がん剤が効かなくなったり、全身にがん細胞が広がっていた。この患者の胆管がんは、化学物質の影響が考えられる。通常の胆管がん患者に比べ、遺伝子の変異が約30倍にもなっていた。一方、がん細胞が免疫細胞に「ブレーキ」をかけている「ブレーキを外す」オプジーボは、遺伝子変異の多いがんのタイプに効きやすいと考えられている。

そこで、久保教授らはこの患者に対して17年秋から、オプジーボの投与を臨床試験として開始した。約3カ月後、血液や画像の検査でがんが消え、この患者は現在、元気に働いているという。

今回の治験では印刷会社で起きたような職業関連性の胆管がんなど胆道がん患者最大16人を今後、登録。オプジーボの有効性と安全性を検証するために実施する。

毎日新聞 2019年(令和元年)8月15日(木) 大阪 22

大阪

詳細は、国立がん研究センターのプレスリリースを参照されたい。(https://www.ncc.go.jp/jp/information/pr\_release/2019/0626/index.html)

## ばく露終了から18年後に発症し死亡したSANYO－CYP元労働者の報告

SANYO－CYPにおける胆管がん労災認定者数は2017年度末までに18名だった。

これに、新たに退職者のA氏が認定されたので同社被害者は19名なった。

ところが、さらに1名の発症が明らかになった。

その方の症例報告が、日本外科学会発行の「Surgical Case Reports」の(2019)5:65として掲載された。報告者は大阪市立総合医療センターや大阪市大病院などの医師。(https://surgicalcasereports.springeropen.com/articles/10.1186/s40792-019-0624-7)

この患者Mさんは、41歳男性。黄疸と食欲不振で入院したが、治療のかいなく死亡した。

6年間SANYO－CYPに在籍し、1,2-ジクロロプロパンとジクロロメタンにばく露した。離職でばく露終了となったが、その18年後に胆管がんを発症した。

報告は今回の症例がばく露終了後長期間を経て発症したことを念頭に「職業上の有機溶剤ばく露歴のある労働者における胆管がん発症を注意深く監視するための長期間のフォローアップが必要である」と強調している。

離職者向けの健康管理制度としては、「1,2-ジクロロプロパン（重量の1パーセントを超えて含有する製剤、その他の物を含む）を取り扱う業務（屋内作業場やタンク、船倉、坑の内部など通風の悪い場所で印刷機、その他の設備の清掃業務に限る）」に「2年以上従事した経験を有する」者に対して、申請に基づいて健康管理手帳を交付し、定期検診を無料で受けられる制度がある。

しかし、Mさんは健康管理手帳の交付を受けていなかった。

同様の元労働者は少なからずいると考えられているが、厚労省として積極的に元労働者に対して通知することは未だ行われていないことは大きな問題と言わなければならない。

厚労省はこの件について今年4月段階で次のように答えている。

(要請) 監督署等が把握しているSANYO-CYPの従業員・元従業員らに退職後に健康管理手帳を取得して検診が受けられるということを周知して頂きたい。

(厚労省回答) 当該業務従事者を把握していないため、困難である。

(要請) これまでに1,2-ジクロロプロパンの使用による胆管がんが出た他の事業所にも元労働者にこの情報を通知するよう周知して頂きたい

(厚労省回答) 事業者に対して、当該業務従事者に通知させることはできないため、困難である。

オブジーボ治験のように治療手段の進展もあるので、健康管理制度のより積極的な

周知徹底が重要になっている。Mさんが健康管理手帳を取得していれば早期発見で救命できた可能性があった。

一方、同社以外での労災認定者数は26名で、全国合計で45名となった(2018年度末まで)。2017年度末時点よりも3名増加した(愛知局1, 大阪局1, 福岡局1)。

**SANYO-CYP社、発症20名に  
全国の認定累計は45名(2018年度末)**

厚労省から提供された2018年度末における労災補償状況は以下の通り。

前述のAさんとMさんを含めるとSANYO-CYPにおける胆管がん発症者は20名(労災認定は19名)になった。むしろ一企業としては突出している。



印刷業における胆管がんに関する請求件数等(平成24年度から平成30年度までの累計)

1. 請求件数

請求件数	内訳					
	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
110 (63)	1 (1)	12 (5)	29 (13)	21 (13)	31 (20)	16 (11)

※1 ( )内は請求時の死亡者数で内数 ※2 年齢は労災請求時(死亡者は死亡時年齢)

2. 検討会の状況(2018年度末現在)

業務上	決定件数	内訳					
		20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
北海道局	2 (1)	1 (1)	12 (5)	23 (10)	6 (3)	3 (1)	0 (0)
青森局	1 (1)						
宮城局	2 (0)						
栃木局	1 (1)						
埼玉局	1 (0)						
東京局	3 (1)						
石川局	1 (0)						
静岡局	1 (0)						
愛知局	5 (2)						
岐阜局	1 (1)						
京都局	1 (1)						
大阪局	21 (10)						
岡山局	1 (0)						
福岡局	4 (2)						
業務外							
合計	45 (20)						

※1 ( )内は決定時の死亡者数で内数 ※2 年齢は労災請求時(死亡者は死亡時年齢)

※3 検討会で業務上外の結論を得た件数である。

平成30年度で平成29年度からの変更部分

平成29年度末のまとめで、削除された部分

「複数事業場」と「印刷業以外」のまとめの表が、平成29年度末から公表されなくなった。

# 死ぬまで元気です

## Vol.17 右田 孝雄



皆さま、こんにちは。

私はオプジーボの副作用の肺炎に悩まされ、約一カ月半にわたり中皮腫の治療を中断し、肺炎の緩和に努めていたのでキャラバン隊活動も休止しているような状態でした。その間に予定していた東北各地でのキャラバン隊の講演は、同じ中皮腫患者の藤原さんや田中さんにお任せし、私は自宅から ZOOM 機能を使って東北各地の講演会場と繋ぎ、皆さんと交流を図りました。

お盆を過ぎてようやく体調も落ち着き始めたので、そろそろ開始とばかりに8月17日に東京の国立がん研究センターで行われた「ジャパン・キャンサーフォーラム2019」に行きました。ここでは「中皮腫サポートキャラバン隊」主催の講演で山口宇部医療センターの岡部先生を講師としてお呼びしていました。前日の夜に入って、翌日は朝から準備をして昼からの講演に備えました。

実はこの講演の数日前に入った情報ですと、40席あるのですが半分埋まるかどうかという参加希望数と聞いていたので、ギリギリまでブログや希少がんセンターで周知宣伝して参加者を募った結果、座る席が足りないくらいの方が来られました。

その熱気に岡部先生も応えるように外科手術のことを中心に熱く話されました。胸膜や腹膜のこと、新薬や抗がん剤のことも含めて話されていました。その後の質疑応答にも熱心に答えて下さいました。

講演後は、別に場所を設けて「よろず相談会」、東京大学医科学部で治験中の「ウィルス療法」についての説明会を実施しました。講演会参加者のほとんどの方が引き続き参加され、我先に岡部先生へ個別質問するために並ばれていたり、そうでない方は「治験」の話に真剣に耳を傾けていました。治験の話は、私自身も興味があり既に話を聞いていたので、病院から取り寄せたCT画像のCDを治験の説明に来られた先生に渡しました。ここでの「よろず相談会」も大好評で、時間ギリギリまで皆さん岡部先生に質問していました。

その翌日のことです。早速「治験」の先生からメールが来ました。CDを見た結果の説明でした。結果、私は胸水が溜まっていないので治験はNGでした。今後、肺炎が良化した後の治療についても暗礁に乗り上げた感もありますが、さてどうするかは、これから秋の全国行脚をしながら考えていこうと思います。

---

---

# 熱中症学習交流会開催

## 真夏の作業現場の実態を報告

近年、夏の暑さが尋常ではない。熱中症は屋外作業に従事するあらゆる労働者共通の問題であり、厚生労働省では「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」と銘打った予防対策キャンペーンを実施している。第13次労働災害防止計画においても、計画初年度に当たる2018年からの5年間において、2013年から2017年までの5年間に死亡した97人から5%減少させようという目標を設定している。

一方、平成30年度のみの数値を見てみると、死傷者数1178人（うち死亡者28人）と、平成29年度と比較して死傷者数、死亡者数ともに2倍を上回っている。このような背景を踏まえ、関西労働者安全センターでは「熱中症学習交流会」を開催した。今回は、建設、港湾など屋外で働く労働者を組織する労働組合から参加者を募り、作業現場での熱中症対策や、熱中症罹患時の対応などについて意見交換を行った。

### 「暑い」現場

船舶への荷積み・荷下ろしについては、温度による暑さだけではなく、太陽光に照らされた鉄鋼や甲板から照り返される輻射

熱（ふくしゃねつ）にさらされたり、風のまったく通らない環境で働き、室外機から出る排気ですら涼しい風に思えるくらいだ。建設現場においても同様で、防音ネットで覆われた建設現場内の場合は、さらに風通しが悪く、あるいは粉じんが発生する中で作業をしなくてはならない。

また、トラック労働者も、運搬先の構内や路上での待ち時間にエンジンを切る様に指示されることでエンジンの熱で車内の温度が上がるという。

### 熱中症予防対策

まずは熱中症にならないための取り組みはどうなっているだろうか。

全港湾大阪支部安全衛生委員会の藤原崇さんは各分会に対し、周知活動の徹底を奨めている。全港湾安全衛生委員会による分会職場での安全パトロールで、各分会の熱中症対策を聴取りし、その結果を全体でシェアできるようにしている。また、現場においても水分摂取、こまめな休憩を呼びかけて、さらに注意喚起のポスター、パンフレットを配付している。懸賞付き安全標語（表紙写真）というユニークな取り組み



ドライシャツを紹介する萩原さん

もある。

同じく全港湾の萩原玄王さんによると、現場では吸水・速乾力の高いドライシャツが導入されている。汗が絞り出せるほどの湿ったシャツを着たまま作業を続けると、水分を含んだシャツの重さや放射される熱で体力が削られるためである。そのほかにも、水、氷、冷やしたタオルをクーラーボックスに入れておいて、体を冷やせるようにしている。労組で要求して船に扇風機を設置させ、風を巡回させる工夫も施されている。

建設現場からは、2例が紹介された。

近畿コンクリート圧送労組の阪口充さんは、大手ゼネコンの現場を例に出し、全身を防護する空調服の着用が義務付けられていること、朝礼時に WBGT 値（暑さ指数）の確認、飲料水補給の確認、監督による現場管理の一環として体調不良者の発掘が盛んに行われていることを報告した。全港湾

建設支部の川元秋男さんは、屋根施工時の工夫として、空調服、サングラスを装着させて、1時間毎に休憩を取らせて、休憩時間中に日陰に座り込めるようにテントを設け、スポットクーラーやミストシャワーなどの機材の使用のほか、塩飴、スポーツドリンクを入れたクーラーボックスを用意していることを紹介した。

また、関西労働者安全センターの中村猛さんからは、韓国での事例として、オートバイ配送の労組が夏の安全配達料（危険手当）の要求をしたこと、建設労組が酷暑時の作業中止の時間の賃金補填の制度化を求める運動をしていること紹介した。すでにソウル市では、ソウル市が発注した建設工事において作業中止時の賃金を支払わせ、その賃金をソウル市が別途事業者を支払うようになっているという。

## 発症時の対応は

罹患しないことを重視することはもちろんであるが、体調が悪くなったときにすぐに対応できるかどうかで重症化を防ぐことに繋がっていく。

前述の藤原さんが紹介してくれたのは「熱中症対応応急キット」である。保冷バッグ内に入っているこのキットには瞬間冷却剤のほか、冷却スプレー、タブレット、飲料水が含まれ、保冷バッグごと船内に投げ入れて救急処置ができるようになっている。

熱中症は監督署への報告の際に、療養補償給付の請求書を作成するだけでなく、

労災隠しにつながらないために、健康保険利用状況のチェックも行われている。

## 仕事に対するスタンスは？

暑さ故に早く作業を終わらせようとする気持ちは誰もが持つ。また、現場作業は人の技術に依る作業であり、できるだけ早く終わらせようという心理が働く。さらにチームワークを徹底させると、自分の休憩が他の作業者の負担につながることを考えればなかなか休憩に入ることができない。加えて、早く終わらせることはそのまま作業者の技量を反映すると考えられることから、率先して仕事を優先する作業者が現場を牽引するだろう。

ところがWBGT値に従って作業を中断すると、まったく仕事ができなくなってしまふ。「ばく露しない」ことを目的とした化学物質対策と異なり、「暑くない」ことを求めると、すでに熱中症予防の項目で述べたような体を冷やすなどによってWBGT値の軽減をするほかに、作業をしながら行うことに限界があるためである。

また、作業者が我慢する風潮も見られる。現場での注意喚起は毎朝行われているが、

全港湾の萩原さんによると「デッキマンやクレーンオペレーターは、仕事の流れを止めないよう、トイレに行かずに済むように、水を摂らない者もいる」という。

## 作業中止を徹底する規制が必要か？

事業者は、このような労働者の自主性に頼って責任を放棄してはならない。労働安全衛生法 22 条には、「事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない」として、第 2 項に「高温」をあげている。事業者の義務として熱中症対策を講じなければならないと、違反には罰則もある。WBGT 値が限界にある作業場では作業をさせないということを、行政庁が主導してどこまで徹底することができるだろうか。

また、現場で健康を守ろうとする意識も重要で、熱中症が生命にかかわること、治ったあとも後遺症のように体調不良が残ることもありうる。今後の職業生活に大きくかわってくることなので、一時的な病気と侮らずに罹患しないことを目標として、今後も労働組合との交流を通じて職場の工夫を集めていく予定である。

# 安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議（略称：全国安全センター）は、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月2日に設立されました。最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか労働安全衛生の取り組みを行っています。いつでもお気軽に度相談、お問い合わせください。

●購読会費（年間購読料）：10,000円 ●一部：800円  
●お申し込み：全国労働安全衛生センター連絡会議  
Tel:03-3636-3882 Fax:03-3636-3881 URL: <http://joshrc.info/>



# 労働組合によるコンプライアンス活動は業務妨害か？

## 連帯労組関西生コン支部不当逮捕事件

全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部は、生コンの製造・運搬を行う事業所で働く労働者を組織する産業別労働組合である。組合員の多くは生コン関連産業の従業員であり、彼らの働く事業所が中小企業であるため、売り主であるゼネコン、商社からの買い叩きなど、過当競争に巻き込まれやすい業界である。この状況を打破するため、事業者に対して経営協同組合の結成を働きかけ、雇用の安定やゼネコンからの生コン買い叩きに抵抗する力を労使で培ってきた。

適正価格の收受は、運賃の適正化、強いでは労働者の雇用を守り、賃金を改善することができる。しかし協同組合は生コンの価格上昇での利益を確保する一方、運賃引き上げの要求に応じなかった。これに対し、生コン支部がストライキで対抗したところ、交渉相手である大阪広域生コン協同組合がストライキを威力業務妨害と主張、そこから権力の介入が始まった。

逮捕者が相次ぐ中、大阪広域生コン共同組合は「警察に捕まったということは、悪いことをしたのだ」という主張を展開する。しかし何をしたのかということは一切述べられていない。単に、生コン支部を誹謗中傷するに留まり、裁判の経過すら報告されない。むしろ堂々と逮捕の不当性、労働組

合活動の正当性を主張しているのは生コン支部とその支援者である。

この一連の流れにおいて、関西労働者安全センターとしては、生コン支部の活動のうち、「コンプライアンス活動」が官憲に犯罪として認識されたことに注目してみたい。

### ◆コンプライアンス活動とは何か

コンプライアンスとは、文字通りの解釈を行うとすれば「法令順守」となるが、単に法律を守るだけではなく、社会規範や企業倫理など、企業の社会的責任全体に及ぶ範囲を守ってこそコンプライアンスを重視していると言える。

とりわけ労働安全衛生に関しては、労働安全衛生法においてもその目的条文に、「労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。」と掲げられており、法は安全衛生の最低基準を定めたものではなく、より良い職場環境を作っていくために不断の努力が求められる。そのため、安全衛生分野におけるコンプライアン

ス活動は、労働者の生命身体に対する危険を徹底的に取り除く運動だと言える。現場で働く人たちにとって、就業中は、効率や納期などの観点から、ついおろそかになりがちでコンプライアンス活動であるが、労働組合が細かく指摘することで普段見過ごしがちな危険を減らすことができるため、奨励されて然るべきである。

#### ◆関生支部が行ったコンプライアンス活動とは？

実際に関生支部が行ったコンプライアンス活動とは何だったのだろうか。いくつか挙げてみると、①工事用の車両に車検済みステッカーを貼っていないため警察に通報した、②道路の汚れを清掃するように求めた、といったことである。

1点目は定期的に行われるべき工事用車両の自動車検査登録制度上求められる検査が適切に行われているか確認していることを指すが、自動車の使用によって当然発生する装置の劣化、摩耗について検査し、保安基準内に収まっているかどうかは、現場内における事故や排ガスのばく露を抑制する

ためにも重要な項目であると言える。ただでさえ危険な物体である自動車が適正に管理されているかどうか確認し、不適正な車両があることを管轄する行政機関に通報することが非難されるいわれはない。

2点目は整理整頓というあらゆる労働現場に共通する、最も基本的な事項である。安全標語においても、4S（整理、整頓、清掃、清潔）、5S（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）という文言が常に利用されているように、職場において必要なものが、然るべき場所におかれ、現場が清潔に保たれ、これらをもって職場の安全確保と労働者の健康を守ることに資することを目的としている。工事車両が出入りする道路についても、そこが実際の作業現場でなくても当然作業場の延長として捉えられるべきであるから、労働者が事業所に求めてもなんら不自然なことではない。

いずれの事項も、「少しくらいよいだろう」と軽視されがちなことかもしれないが、ハインリッヒの法則にも見られるように、重大なコンプライアンス事案1件の背後に300件の小さな「ちょっとくらい」が



#### ◆当事者である萱原茂樹さんのコメント

資本主義社会では、コストを下げるのが最重要とされている。下請企業発注費や、人件費、安全を守るための適切な経費など、目に見えにくいコストが切り捨てられている。

このような環境でさらにコンプライアンス違反を指摘することを犯罪とするならば、違反を容認することになるのではないだろうか。

内在していると考え、その芽はひとつひとつ潰していかなくてはならないはずである。また、建設現場では職人が元請の監督にヒヤリヤットの報告などすることはなく、むしろ、監督の性格や現場の力関係から多少のコンプライアンス違反を強要されることもあるかもしれない。そのために労働組合が安全パトロールやコンプライアンス活動を行ない、労働者の安全と健康を守ることにつながるのであるから、軽微な不備の指摘を繰り返して業務を妨害した、とは到底言えないし、そもそも軽微な不備こそがいつか重大な事件につながるというこ

とを無視していることになる。

コンプライアンス活動とは、生身の人間の、交換の効かない身体を守るための労働組合の活動である。この活動が阻害されるような介入は一切許されてはならない。



「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる「中皮腫」患者の闘病記録

栗田 英司 著

- 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員
- 「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

「中皮腫サポートキャラバン隊」として、日本全国のアスベスト疾患患者のピアサポート活動に邁進する栗田英司氏。

33歳の時に「上皮型悪性腹膜中皮腫」との診断を受け、余命1年と宣告されたにもかかわらず、その後18年を今も前向きに生き続ける。中皮腫の診断イコール余命1年や2年などという症例が多いなか、「希望の星」と称えられる著者、渾身の闘病記です。くわえて、著者以外の、長期生存や元気に生活する6人の中皮腫患者へのインタビューもあわせて掲載。病と向き合い、闘うためのヒントを多く得ることのできる、貴重な書です。

【お問い合わせ】

関西労働者安全センター  
TEL:06-6943-1527  
FAX:06-6942-0278  
mail to:koshc2000@yahoo.co.jp

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる  
「中皮腫」患者の闘病の記録

もはや  
これまで

〈付〉聞き書き 6人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは？ 死ぬとは？ 中皮腫でお悩みの方、  
がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面し  
お悩みの方、ぜひ手にとってみてください。

この本には「希望」があります——。

SEIKOSHA

- 出版社：星湖舎  
<http://sksp.biz/index.html>
- 体裁：四六判、本文 184 頁、ソフトカバー
- 定価：本体 1500 円＋税  
ISBN978-4-86372-097-8 C0095

# 安全の まいわあと

## その 30：一人親方等 増える建設業一人親方等の死亡災害

建設業で一人親方等の労働災害が増えている。「一人親方等」というのは労働者を使用しないで一人で事業を行う一人親方、それに労働者を使用しながら自らも働く事業主、役員、家族従事者を指している。つまり、労働基準法でいう「労働者」にあたらない人たちのことだ。

最近の死亡災害発生状況を見ると、2017年で103人、昨年で96人となっている。労働者死傷病報告にもとづく数字（つまり労働者）では、2017年が978人、昨年在909人、建設業に限ると2017年が323人、昨年在309人となっている。こう見ると、労働者以外に約100人にのぼる死亡というのは尋常ではない。

事故の型別の分析をみると、「墜落・転落」がなんと6割を占めている（図表1）。年齢別では、60歳以上が65%を占めている（図表2）。こうした一人親方等の死亡災害発生状況の特徴は、建設業をめぐる経済動向や少子高齢

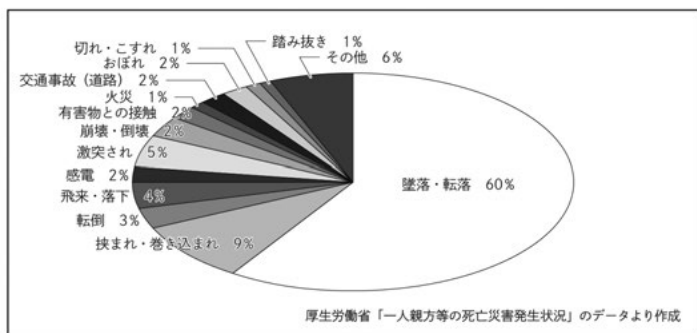
化という人口構成を表しているといえよう。ただ、労働安全衛生対策をめぐる行政施策が、ほぼ労働者に限定されてしまっている現状の問題を浮き彫りにしているといえよう。

さて、そもそもこの死亡災害のデータはどこから出てきたのだろうか。厚生労働省は、都道府県労働局と労働基準監督署が把握したものを、2013年から毎年WEBの労働災害統計ページに掲載している。労働安全衛生法上、労働基準監督署に届け出が必要なのは労働者に限られるが、工事自体に各種の届出が必要な建設業については、労働者以外の死亡災害情報は実際問題としてほとんど把握できることになる。その数字を集計して公表しているというわけだ。

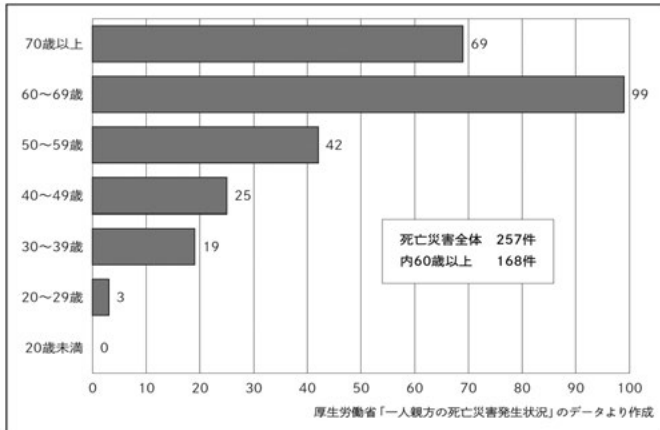
ただ逆にいうと、死亡災害には至らない休業災害などの場合は、元方事業者も含めて何の法的義務も生じないことから、正確な数字に近づくことはほとんど不可能であることが想像される。

公表された数字でさらに目を引くのは、死亡災害被災者のうちの特別加入者の割合である。2018年の96人のうち、特別加

図表1 一人親方等の事故の型別死亡災害（2014年～2017年）



図表 2 一人親方等の年齢別死亡災害発生状況 (2015~2017年)



存在することについて、行政の側がさらに監督を強化する必要があるだろう。

### 労働者でない「働く人」の災害防止対策を

厚生労働省はこうした事態に対して、「建設業一人親方等の皆さまへ

入者は61人、未加入者は35人となっている(図表3)。さらにここから中小事業主等を除いて「一人親方」だけに限定した数字をみると、全死亡者55人のうち25人が未加入者となっている。結局これらの遺族は、労災保険の適用を受けることができていないわけだ。

死亡災害の個々の事例について詳しい情報はわからないが、一人親方等の労働災害の場合、ほんとうに労働者ではないのかという問題がいつも付きまとう。実際には別の事業主の指揮命令の下で働いていながら、請負と称して働いている労働者が常に

建設現場の災害をなくしましょう！」と題したリーフレット、安全衛生研修用テキスト「建設業で働く一人親方等のための安全衛生管理」を作成、HPからダウンロードできるようにしている。しかしこれらの対策は、法的な裏付けが存在せず、単なる啓蒙でしかないところが大きな問題だ。

毎年わかっている建設業だけで100人の死亡。以前、労働者でない農業従事者の死亡が毎年300人を超えていることとあわせて、根本的な対策をとらなければ、「働く人」の労働災害防止は進まないといえる。

図表 3 業種別/元請・下請別 労災保険特別加入別災害発生状況

	元請		下請		自社		不明		総計	
	加入者	未加入者	加入者	未加入者	加入者	未加入者	加入者	未加入者	加入者	未加入者
土木工事	3	3	7	3	0	0	0	0	10	6
建築工事	13	9	22	11	0	0	5	2	40	22
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	1	0	10	3	0	0	1	0	12	3
木造家屋建築工事	7	6	7	6	0	0	1	2	15	14
その他の建築工事	5	3	5	2	0	0	3	0	13	5
その他の建設工事	4	1	3	3	0	0	0	0	7	4
分類不能・不明	0	0	0	1	0	0	4	2	4	3
総計	20	13	32	18	0	0	9	4	61	35

\* 厚生労働省調べ(都道府県労働局・労働基準監督署が把握したものを集計)

\* 「一人親方等」の「等」は、中小事業主(34名)、役員(5名)、家族従事者(1名)、不明(1名)である。

\* 労災保険特別加入の「未加入」には、加入状況が不明な場合を含む。



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

# 過労死等防止対策 推進シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して  
働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死をされた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

日時 **2019年11月27日(水)**  
14:00~16:30 (受付13:30~)

会場 **コングレコンベンションセンター  
ルーム1.2.3**  
(大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 北館 B2F)

[定員] 250名

**参加  
無料**

● 講演

## 「過労死防止と強化された 産業医の役割」

産業医科大学 産業衛生教授  
(日本製鉄(株)君津製鉄所 総括産業医)

宮本 俊明 氏



## 「ハラスメント規制の法制化

—企業に問われる雇用管理上の措置義務とは—

弁護士

大橋さゆり 氏



主催: 厚生労働省

後援: 大阪府

協力: 過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護士全国連絡会議

# 韓国からの ニュース

## ■非正規職に危険情報共有せず起こった悲惨な事態

ソウルの雨水ポンプ場施設の工事現場で、水路にいた労働者3人が、突然の豪雨で大量に流入した水に巻きこまれて死亡した事故について、労働・市民・社会団体が「下請け非正規労働者と危険情報を共有せず、安全装備を支給しなかったために起こった悲惨な事態」と非難した。

先月31日、施設の点検のために地下40メートルの水路に入った現代建設の協力業者の労働者2人が、突然の豪雨で水門が自動で開放され、水流に巻きこまれた。施工者の現代建設の職員1人が危険を知らせに降りて行って、一緒に被害に遭った。

「非正規職もう止めよう 1100万非正規職共闘」は声明を出して、「豪雨が降れば水門が自動で開かれるのに、施工者の現代建設は施設を点検しろと非正規労働者を行かせた」、「なぜ非正規労働者に現場の情報が正しく共有されず、連絡手段もなかったのか」と反問した後、「協力業者だといって仕事をさせられ、自社の職員ではないという理由で情報さえも共有されない非正規職の現実が殺した」と嘆いた。

「(社)キム・ヨンギョン財団準備委員会」は声明を出して、「無線機でもあれば連絡を受けられたし、チューブでもあったら死なない命だった」とし、「キム・ヨンギョンの死も、下請けだからといって不安全な設備で働いたために発生した事故だった。外注化・下請け化された危険が、労働者を殺している」と指

摘した。2019年8月2日 毎日労働ニュース ペ・ヘジョン記者

## ■キム・ヨンギョンの朗読歌劇「待つ」公演

キム・ヨンギョン財団準備委員会は「キム・ヨンギョンを記憶して記録する朗読歌劇『待つ』をリリースする」と発表した。

「待つ」は、キムさんが泰安火力発電所の下請け労働者として就職し、入社2ヶ月目に産業災害で亡くなるまでの過程を朗読と歌で見せる。舞踊と写真もリリースする。

「待つ」を作ったのは専門の芸術家ではない。キムさんの死を契機に、非正規職問題の解決と危険の外注化を解決すべきだという共感を持っている人たちが集まって、劇を作った。キムさんのお母さんのキム・ミスクさんが作詞した曲を発表する。「生命の尊さが分からない彼らに向かって、私は残った人生を懸けます。私がすべてできなければ、私の後に続いてまた誰かが共にするでしょう」。キム・ミスクさんが作った歌「そこから出て行きなさい。お前たちも生きなくちゃ」の一節だ。2019年8月9日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

## ■キム・ヨンギョンの死因は「危険の外注化」

「キム・ヨンギョンは作業指示、業務規則に違反したのではなく、指示を忠実に守ったために死んだ」。

「故キム・ヨンギョン死亡事故真相究明と再発防止のための石炭火力発電所特別労働安全調査委員会」(特調委)が4ヶ月間の活動を終えて、19日に調査結果を発表した。

特調委は事故の原因を石炭火力発電所の元請け・下請け構造と指定した。民営化のために工程を無理に分けた後、色々な協力会社に外注した結果、危険な状況への備えができな



い程現場の疎通が断絶し、労働者が常時産業災害の危険に曝されているということだ。

特調委は発電所労働者1万人に対するアンケート、産災承認統計、健康診断資料などを分析して、「危険の外注化」が現場に実存することを立証した。

下請け業者所属の労働者は、元請けの発電会社所属の労働者よりも最大8.9倍も危険のレベルが高く事故と中毒の危険に露された。

特調委は「下請け会社が、現場労働者の取り分として発電会社から受け取った『直接労務費』の半分ほどを支給せずに持っていったと推定される」とした。特調委が労働者が納付した健康保険料から人件費を逆算した結果、下請け労働者は直接労務費の47～61%しか受け取っていない。下請け非正規職労働者の被災の危険を低くして、劣悪な処遇を改善するためには「協力会社の労働者の直接雇用・正規職化」は避けられないと勧告した。

発電会社で2014～2018年の5年間に仕事中に怪我をしたり死んだ人数は371人だ。元請け所属が26人で、下請け協力会社所属が345人。死亡者21人は全部下請けだった。子会社の労働者は元請けの労働者より、作業中に事故に遭ったり中毒になる確率が7.1倍高く、荷役業者と協力会社の労働者は元請け労働者のそれぞれ8.1倍と8.9倍だった。

特調委が作業中の事故で損傷を受ける可能

性がある要素を分析した結果、墜落・転倒・衝突の危険など「不安定な作業環境」が0.278で最も高く、「元請け・下請けの違い」が0.208で続いた。特調委はその理由として、元請け・下請け間の「疎通の断絶」を挙げた。現場で危険を問題提起しても、下請けの管理者を経て元請けに到達した後、元請けの意思決定を待って、逆順で現場に降りてくる。その間に危険要素を除去しようとする努力はうやむやになったり、適切な時期を逃す。

下請け業者の複雑な業務分担も問題だ。泰安火力発電所の5～8号機の設定整備だけで6社の協力会社が投入されている。この間、責任の所在を区分しようとする手続きだけ強化された。

不法派遣を回避するためだけの元請けの消極的対応は、また別の原因だ。泰安火力発電所の燃料環境設備の運転業務は、工場のラインで行われる「連続工程」で、元請けの指揮・監督が不可欠な環境なのに、外注化によって分断された。下請け労働者に対する元請け管理者の直接指示や指揮・監督は不法派遣にあたるため、元請けは下請けの状況室を介して現場労働者と間接的に意思疎通している。特調委は「統合運営の方向に進むべきだ」と指摘した。

特調委は現場調査で、石炭を取り扱う労働者が発ガン物質などにばく露する可能性を確認した。燃焼施設に供給する前に、石炭を室内に保管する施設である屋内貯炭場では、結晶性遊離ケイ酸、ヒ素、鉛、ニッケル、ベンゼンなどの発がん性物質が検出された。結晶性遊離ケイ酸は基準値を7倍上回った。粉じんによる労働者の健康悪化も調査された。特調委が健康診断資料によって2013年と2018年の労働者の肺機能を1秒率で比較した結果、運転業者の労働者の場合、平均



10%程度、肺機能が低下したことが分かった。2019年8月19日 京郷新聞 イ・ヒョサン、チョン・テヨン記者

### ■筋骨格疾患の産災認定、男性 79% vs 女性 21%

雇用労働部の「2017年産業災害現況分析」によると、筋骨格系疾患が業務上疾病と認められた5195人のうち、女性労働者は21.4%で、男性労働者(78.6%)の4分の1近く少ない。同年の経済活動人口比率は女性が42.4%、男性が57.6%だが、業務上災害判定比率にはなぜこのように大きな違いが生じるのか？筋骨格系疾患から「安全な」仕事に、女性が男性よりも多く従事しているためだろうか？

民主労総・政策研究院が20日に出したイシューペーパー「女性労働者の労働環境は安全なのか？」は、このような結果は「労働安全・保健関連法が、伝統的に男性が集中している危険作業に重点を置いているため」と分析した。筋骨格系疾患が業務上疾病と認定された業種の1は製造業(42.5%)で、その次は建設業(12.9%)だ。二つとも男性従事者の比率が女性より高い業種だ。一方、この疾患がよく現れる学校給食労働者などが含まれた教育サービス業での業務上疾病認定率は0.44%に過ぎない。大型マート労働者(卸・小売業)でもやはり筋骨格系疾患が多く訴えられるが、これらの認定比率は消費者用品修理業と合わせても10.22%だ。イシューペーパーを作成したチョン・ギョヌン政策研究委員は「これは筋骨格系疾患の危険についての性別の差と、男性集中産業に比べて女性集中産業での労働安全が見過ごされた結果」と解説した。

イシューペーパーを見れば、この2年間に

メディアに掲載された女性労働者の健康に関する報道の分析でも、女性労働者の安全が法的・制度的に軽視される現象が確認される。2017年5月～2019年6月に主なメディアで報道された女性労働者の健康問題は全部で16件で、大きく△大型マート・デパートなどの販売職労働者とコールセンター労働者など、顧客対応職種の感情労働と、△男性集中職種、家庭訪問サービス業などでの性暴行の二つに分けられる。

感情労働の場合、昨年から施行されている改正産業安全保健法は、労働者の健康障害の予防措置を事業主が執るようにしている。チョン政策研究委員は「販売職労働者の大多数は流通売り場などで、場所借り、販売委託など、間接雇用の形態で働いているのに、これらの保護措置に関する元請けの責任強化策はない」として、実効性に疑問を提起した。性暴行もこれと似ていて、職場内セクハラは男女雇用平等法上の罰則対象に、上級者・同僚が含まれておらず、加害者がこれらの場合には処罰できないことが問題だとした。最近、都市ガス点検員の安全対策の要求が激しいことから確認されるように、顧客のセクハラを制裁できないのも限界だと指摘した。「安全事故予防と健康増進のための多くの規定が、男性と女性の身体的・社会的・心理的な差を考慮しないまま『標準的な男性労働者像』によって設定されている」として、「この問題を解決するには『性認知』の労働安全・保健政策に焦点を変えなければならない」と主張した。2019年8月20日 ハンギョレ新聞 チョ・ヘジョン記者 (翻訳：中村猛)

# 前線から

## 60歳保温工の腹膜中皮腫 親子2代のアスベスト被害

千葉

保温工のMさんから2018年8月「中皮腫と言われている」と相談があった。

20年前の1999年、父親で保温工Tさんから相談があって支援した経緯があった。

Tさんはじん肺管理区分管理3イ、続発性気管支炎と大阪労働局から管理区分決定を受け労災請求し、福島県のいわき労基署から労災認定を受け、残念ながら

亡くなられた。

そのTさんのもとで保温工として働くようになって約40年仕事をした息子さんが大阪市内の病院で腹膜中皮腫と診断を受けたということだった。

その後、腹膜中皮腫の手術を多く手がけている岸和田徳州会病院腹膜播種センターを受診し、治療を開始した直後の同年10月に急逝された。享年60歳。

その間、環境再生保全機

構に救済給付を申請し、労災請求を準備していたのだが、機構の方は「申請中死亡者に係る決定申請書」を提出した。2019年3月に認定決定通知が届いた。

労災請求については、遺族補償請求を千葉労基署に提出した。最終の石綿ばく露をしたとみられる会社が同署管内だったため。2019年8月、支給決定通知が遺族に届いた。

発電所、石油プラントなど多数の現場で仕事してきた方で典型的なアスベスト労災被災労働者だった。中皮腫と診断されてから、ほとんどなすすべなく亡くなった推移に呆然とするばかりで、せめてもっと有効な治療方法があれば、と感じないではいけない。

父親につづいて、そして父親よりもずっと若くして亡くなってしまったMさんの死亡を前にして、「これをどうしてくれよう」と思うばかりだ。

写真はMさんの放射線管理手帳、原子力発電所でも作業をした



# 8月の新聞記事から

**8/6** 道路舗装工事の「福田道路」(新潟市)で営業所の課長だった男性(46)が昨年5月にくも膜下出血で亡くなったのは長時間労働が原因の過労死だったとして、厚生労働基準監督署が労災認定したことが分かった。認定は7月29日付。弁護士によるとパソコンの使用履歴などから最長で月213時間超の残業があったことなどが判明した。

**8/19** 東京ドームシティシアターGロッソでの戦隊ヒーローショーに出演していた女性が、スタッフからセクハラなどのハラスメントを受けているとSNSで訴えていた問題について、東映エージェンシーは公式サイトで、同社社員1人、委託先の会社に所属するスタッフら5人の計6人を処分したことを発表した。聞き取り調査を行った結果、「SNS上での訴えの内容は概ね事実であることが確認できました」と説明。東映エージェンシー社員1人について「厳正な処分」を行い、今後のヒーローショーの制作にも関与させないことを決めたこと、委託先の会社に所属するスタッフ5人については、「ハラスメント等の内容に応じた出演停止も含む厳正な処分」を行ったと説明した。

金武町金武区事務所に勤務した20代男性職員が当時の区長と40代同僚によるパワーハラスメントで自殺に追いやられたとして、男性の両親が2人に損害賠償を求めた訴訟が、那覇地裁で和解した。区長と同僚が遺族に計7千万円を支払う。区長は両親と男性の仏前で自殺を引き起こしたことを認めて謝罪し、5500万円を支払う。同僚はパワハラに該当する行為をしたと認めて謝罪し、1500万円を支払う。区長は男性が入所した時から威圧的な態度で怒鳴ることもあり、男性の人格や人間性を否定し、雇用を不安にするような発言を繰り返したという。同僚も同様な言動があったという。この問題では沖縄労働基準監督署がパワハラ被害として労働災害を認定した。

**8/26** 札幌トヨタ自動車(札幌市)の室蘭支店の男性社員(21)が2017年7月に自殺したのは職場のパワーハラスメントが原因だとして、遺族が同社に慰謝料など約4200万円の損害賠償を求めて札幌地裁に提訴した。自殺したのは、北海道内出身で、16年4月に入社した石崎来輝さん。石崎さんは生前、室蘭支店の複数の同僚から「仕事ができないなら辞めればいい」「死ねばいいのに」などの暴言を受けた。遺族側は、石崎さんが16年9月に医療機関で適応障害と診断され、遺族が同社に相談していたのに、別支店に配置換えするなどの対策が講じられず、パワハラも継続したと主張している。

厚生労働省で、セクハラ・パワハラ被害に遭った職員が4割超おり、仕事が多いと感じている職員は6割を超える実態が、厚生労働省の若手チームが根本匠厚労相に手渡した緊急の改革提言で明らかになった。20~30代が中心の職員38人による「厚生労働省改革若手チーム」は4月に発足。職員約3800人にアンケート(有効回答1202人)を実施。「パワハラやセクハラ等を受けたことがある」と答えた人は46%おり、このうち54%が「人事上の不利益等を考慮して相談せず」「部局の相談員に相談しづらい」などとした。人事異動などが「適切になされていると思わない」は37%で、うち38%が「セク

ハラやパワハラを行っている幹部・職員が昇進を続けている」を理由に挙げた。「業務量が多い」と感じている人は65%。業務量が増える原因は「人員不足」が67%で最多だった。提言は、「圧倒的な人員不足」でミスや不祥事が起きやすくなっていると指摘。職員の増員や業務の効率化、人事制度の改善などを求めた。

**8/27** 「ユーチューブ」に投稿された動画で誹謗中傷され、社会的信用を損なう恐れがあるとして、日亜化学工業(阿南市)が米ユーチューブ社を相手取り、動画の削除を求めた訴訟で、徳島地裁がユーチューブに削除などを求める仮処分命令を出した。発令は8日付で、動画削除のほか、発信者情報の開示も求め、ユーチューブは応じる方針。昨年4月に元従業員を名乗る者が、日亜化学の製造現場が不衛生であるほか、実在する従業員によるパワハラ行為があったと指摘する動画を投稿し、日亜化学は「事実に基づかない内容」として6月に削除を依頼したが、ユーチューブが応じなかったため、10月に提訴し、仮処分を申し立てた。

**8/29** 太陽光発電設備会社(神戸市中央区)の部長が、草刈りだけを行う担当に異動させられたのはパワーハラスメントに当たるとして、元社員の男性(53)が、会社に約360万円の損害賠償を求めて大阪地裁に提訴した。労働組合を結成した直後に異動を命じられ「組合を作ったことへの見せしめだ」と訴えている。男性は2014年に入社。太陽光発電事業部の統括部長を務めていたが、18年6月に労働組合の分会を社内へ結成すると、8月にメンテナンス事業部への異動を命じられた。業務は発電設備周辺の草刈りだけで、上司が監視する中、毎日約6時間にわたって作業。炎天下や雨天でも休めなかった。他にも部員はいるが、約6600平方メートルの敷地を1人で担当することもあったという。

**8/30** 豊田市消防本部の消防士が部下に暴行を加えてけがをさせるなどのパワーハラスメントをしたとして、懲戒処分を受けた。停職1カ月の懲戒処分を受けたのは、豊田市消防本部南消防署の消防司令補の男性(38)。豊田市によると、消防司令補は6月、職場の親睦会で部下の男性消防士(30)のあごのあたりをこぶしで複数回殴った。また、7月には指示に従わなかったとして同じ消防士の左ほほを平手で叩くなどし、およそ1カ月の通院が必要なけがをさせた。

企業に属さずフリーランスとして業務請負で仕事をする人が300万人を超えることが、国の調査で分かった。就業者全体の約5%で、少ない数である。仕事を発注する企業や団体との関係でフリーランスは立場が弱く、不利な契約を押し付けられることが少なくない。業務請負は現行法では雇用関係ではなく、労働者保護の法令は適用されない。国はフリーランスがさらに増える可能性があるとみている。ならば、社会の安全網(セーフティネット)の外に置かれている状況は、改善が急務ではないか。厚生労働省の検討会はフリーランスを「雇用類似の働き方」と位置づけ、法的位置づけのあり方などを議論している。労災保険の特別加入の対象にフリーランスを含めることなどが課題だ。保険料を仕事の代金や報酬に上乗せする制度が必要ではないか。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**  
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。  
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

### 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

## Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259